

USA

ELECTIONS

IN BRIEF

早わかり「米国の選挙」



米国大使館レファレンス資料室
アメリカンセンター・レファレンス資料室





はじめに

自由で公正な選挙は、すべての民主主義国家の根幹をなす原理であり、権力の移行にとって絶対に欠かせない要素である。

有権者が代表者を選ぶときには、自分たちの社会の将来を形成する指導者を選んでいる。だからこそ、選挙が一般市民に力を与えるのである。すなわち、市民は選挙によって、自分たちの政府が実行する将来の政策、ひいては自分たちの将来そのものに、影響を及ぼすことが可能になる。

米国は米国憲法を承認した1787年以来、議会制民主主義を採用してきた。ただし、選挙の伝統はすでに植民地時代に始まっており、その起源は英国の歴史に根差している。本稿では、近代米国における選挙過程の特質を明らかにし、それが連邦、州、および地方自治体レベルでどのように機能しているかという点について、詳しく検討する。米国の選挙過程は複雑なだけでなく、時として混乱を招くこともある。だが、昔から少しずつ発展を遂げてきたこのプロセスは、今では男女を問わず18歳以上のすべての国民に普通選挙権を保障するまでになっている。

(写真) フィラデルフィアで開かれた2000年共和党全国大会
©Ted S. Warren/AP Images

大統領選挙

米国では、連邦政府の一部の公職と、州および地方自治体の大部分の公職については、偶数年に選挙が行われる。また、州および地方自治体の管轄区域によっては、奇数年に実施される選挙もある。



(写真) 2004年、サンディエゴで、投票する前に事務手続きをする有権者たち ©Gerald Weaver/AP Images

例えば、米国の正副大統領選挙は4年ごとに実施される。米国民は2年に1度、連邦議会の下院議員435名全員と、上院議員100名の約3分の1を選出する。上院議員は、期間をずらしながらそれぞれ6年間の任期を務める。

米国は複雑な連邦制統治システムに頼っており、そこでは中央政府が中心をなす。しかし同時に、州および地方自治体政府も、連邦政府の権限外にあるさまざまな問題について、権力を行使する。州および地方自治体は、その管轄区域内における選挙の実施方法に関してはさまざまな度合いで独立性を認められているが、巧みに管理された重要な選挙を頻繁に行っている。

米国の選挙のタイプ

基本的には、総選挙と予備選挙という2つのタイプの選挙がある。予備選挙は、総選挙に出馬する各党候補者を決めるために、総選挙に先立って行われる。予備選挙で勝った候補者は、その政党を代表して総選挙へと進む（ただし、その政党の代表となるまでに、さらに数段階のプロセスが必要な場合もある）。

予備選挙は、20世紀の初めから、政党を代表する候補者を選ぶための主要な選出方法となっている。

きわめて稀有な例を除いて、予備選挙で勝利すれば、そのまま総選挙における政党公認候補者として指名されること



(写真) (上) サウスカロライナ州ブラフтонでサインをする、2008年大統領選挙の共和党有力候補ルドフ・ジュリアーニ (下) ペンシルベニア州ナーバースで支援者たちと話す民主党の有力候補ヒラリー・クリントン
©Joseph Kaczmarek/AP Images

になる。少数の州ではあるが、伝統的に、あるいは政党の選択によって、党の候補者が州の予備選挙ではなく、州または地方レベルの黨員集会で選出されるところもある。

予備選挙や党大会が終わると、総選挙が実施され、公職に就く者が選ばれる。有権者は総選挙で、投票用紙に記された党候補者の中から最終的に判断し、投票する。総選挙の投票用紙には無所属の候補者（大政党に属していない候補者）の名前が含まれることもある。それらの候補者は、伝統的な予備選挙ではなく、一定数の署名を集めた請願書を提出することによって、投票用紙に名前を載せることができる。さらに、政党の指名もなく、請願書による資格もない候補者を支持する有権者のために、投票用紙にその名前を記入するスペースを設けている州もある。こうした候補者たちは「自薦」候補と言われ、時折、選挙で勝利を収めて公職に就くことがある。

米国の選挙は、公職者の選出だけではなく、それ以上の事柄に関係する場合がある。一部



（写真）ワシントン州では1912年以来、市民が投票用紙に住民発議を提起することが認められている。ただし、必要な数の有権者がその住民発議を要求する請願書に署名していなければならない。教育に関する住民発議を支持するボランティアたちが、シアトルで請願書を開封し、仕分けしている
©Tetona Dunlap/AP Images

の州や地方自治体では、選挙の際に社会政策についての問題が提起され、投票によって有権者にその是非を問う。州議会または地方自治体の議会や委員会により有権者に委ねられる問題（住民投票）と、市民の請願により投票にかけられる問題（住民発議）とがあり、通常、債券発行に関する（公共事業のための借金に同意する）ものだが、ほかにも政府に対して権限を委譲もしくは制限するものもある。過去数十年間で、こうした住民による投票が、とりわけ州の予算や政策の分野に大きな影響を与えてきた。中でも最も有名なものが、カリフォルニア州の教育制度に関する住民投票である。

連邦レベルの選挙に加えて、州および地方自治体の選挙も偶数年に行われ、一部の州および地方では、大統領選挙などの大きな選挙のない奇数年に選挙を行うところもある。また多くの区域で、特別の選挙に備えて手はずが整えられている。例えば選挙で選ばれる公職に急な欠員が出て、その空席を埋める場合など、特定の目的を果たすために、時を選ばず選挙の日程が組まれる可能性があるからだ。

大統領選挙

米国の大統領選挙は、4年に1度、11月の第1月曜日の翌日の火曜日に実施される。この本選に先立って、各州で予備選挙または党員集会が行われ、党の大統領候補を選ぶ全国指名大会へ送る代議員を選出する。こうした各州の予備選挙や党員集会は、だいたい1月から6月にかけて行われ、7月か8月か9月に党の全国大会が開かれる。



(写真) 共和党と民主党の大統領候補を指名する全国大会は、その前に行われる予備選挙の活動が広がったことにより、この数十年間で重要性が薄れてきた。現在では、指名された候補者を披露する場となっている。写真は2004年ニューヨークで開かれた共和党全国大会
©J. Scott Applewhite/AP Images

1970年代以降、2大政党が最終的に指名する大統領候補は、全国大会以前に判明する。予備選挙や党員集会のシーズン終了前に、その候補者はすでに代議員の過半数を獲得しているからである。その結果、全国大会は主として儀式的イベントの意味合いが濃くなった。大会のハイライトには、党指導者による基調演説、指名を受けた正副大統領候補者の発表、各州代議員団による代議員票の点呼、党綱領（さまざまな争点に関する党の立場を述べた文書）の承認が行われる。各党全国大会は、テレビ放映される政治イベントとして、また本選挙を戦うスタートとして、自党の指名候補を売り込み、ラ



(写真) ニューヨークのセントラルパークに座って、オハイオ州の登録済み有権者に、投票所へ行くよう勧めている2人の若い女性。非営利の支援組織によって進められる投票推進運動は、米国の選挙に重要な役割を演じている ©Gina Gayle/AP Images

イバルとの違いを明確にするチャンスなのだ。

実際に票を投じる有権者の割合は選挙によって異なるが、投票率は（大統領選挙ですら）他のほとんどの民主主義国より低い。1960年以降、投票率は全般的に低下し続け、1960年の64パーセントから1996年には50パーセントをかるうじて超えるところまで落ち込んだ。もっとも、前々回および前回の選挙では、60パーセント強まで回復している。米国の投票率が比較的低いには、いくつか理由がある。一部の民主主義国とは違い、米国の選挙で投票するには、自分で有権者登録をしなければならない。有権者登録のプロセ

スは州によって若干異なる。また、投票は自由意志で行うもので、一部の国で見られるように、強制ではない、という理由もある。選挙で選ばれる公職は、米国全体で推定 100 万以上あり、それらの役職を埋めるのに必要な選挙の数があまりにも多いので、有権者が疲れ、投票率の低さにつながっているという可能性もある。

統計が示すところによると、国民が政治状況に満足している場合、あるいはさまざまな世論調査である候補者の勝利が必至であることが指摘されている場合には、投票率が下がる傾向にある。逆に、候補者同士が大接戦を演じていると考えられる場合、あるいは論議的になっている問題が投票にかけられる場合には、投票率が上がることもある。

候補者の条件

公選による連邦議会および連邦政府の役職に就くには、それぞれ異なる資格が必要とされ、それについては米国憲法第 1 条と第 2 条に明記されている。例えば、大統領候補は、米国生まれの市民で、35 歳以上、14 年以上米国に住んでいる者でなければならない。副大統領も同じ条件を満たす必要がある。また米国憲法修正第 12 条に基づき、副大統領は大統領と同じ州の出身であってはならない。

連邦議会の下院議員に立候補するには、25 歳以上で、7 年以上米国市民でなければならない。また選出される州の合法的住民でなければならない。上院議員候補は、30 歳以上、9 年以上米国市民であり、選出される州の合法的住民でなければ



(写真) 2008年大統領選挙で共和党の指名獲得を目指す3人。(左から) ルドルフ・ジュリアーニ、ミット・ロムニー、ジョン・マケイン。全国放映されるテレビ討論の前にポーズをとる。党の予備選挙は州ごとに行われるが、全国的討論はすべての州予備選の有権者に影響を与える ©Gina Gayle/AP Images

ならない。州または地方自治体の公職を求める者は、それらの地区が定める条件を満たさなければならない。

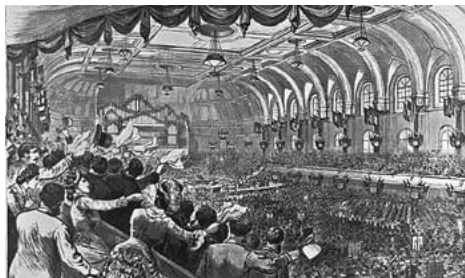
米国憲法修正第22条(1951年確定)は、いかなる者も2回を超えて米国の大統領に選ばれることを禁じている。しかし、連邦議会の下院議員および上院議員の任期については、憲法による制限はない。ただし、さまざまな政治団体が長年にわたってそうした制限を設けるよう議員に働きかけている。州および地方自治体の公職に適用される任期制限は、そのような制限がある州の憲法や地方条例で詳しく規定されている。

政党の役割

共和国としての米国の建国者たちが、1787年に米国憲法を起草・承認したときには、政党の役割は考慮されていなかった。それどころか建国者たちは、例えば行政、立法、司法の権力の分立、連邦主義、選挙人団（下記参照）を通じた大統領の間接選挙など、憲法にさまざまな取り決めを盛り込み、新しい共和国を政党や党派から切り離そうとした。

そうした建国者たちの意図にもかかわらず、米国は1800年、世界で初めて、全国規模で組織された初期の政党を発展させ、選挙を通じて党派から党派へ行政権力を移譲する国家となった。その後の政党の発展と拡大は、選挙権の広がりや密接につながっている。建国初期の選挙では、財産を持つ男性しか投票できなかったが、そうした制限は、移民の増加や都市の発展、国の西方への拡大などの民主化圧力の増大により、19世紀初めには徐々に撤廃され始めた。数十年間で財産所有、人種、性別による制限が取り除かれ、かつてないほど多くの成人が選挙権を獲得した。選挙民の増加に伴い、政党は、政治的支配の手段として有権者を大量動員するようになった。政党が制度化されたのは、この重要な作業を成し遂げるためである。このように、米国の政党は民主主義の拡大の一環として出現し、1830年代初めには確固たる地歩を築き、強大な力を持つようになった。

今日では、共に18世紀から19世紀にかけて存在した前



(写真) 大統領候補指名大会は米国の古い政治的伝統である (上) 1868年シカゴの共和党大会へ向かう代議員たち (下) 1880年、シンシナティで開かれた民主党全国大会 ©米国議会図書館 (印刷物写真部門)

身政党を受け継ぐ共和党と民主党が、政治プロセスの優位を占める。ときに例外はあるものの、大統領職、連邦議会、知事職、州議会は、この2大政党に支配されている。例えば、1852年以後の大統領はすべて共和党員か民主党員であり、第2次大戦後に行われた大統領選挙の一般投票では、平均して95パーセント近い票を2大政党で分け合っ

ている。全米50州で、民主党員でも共和党員でもない知事が選ばれることはめったにない。また連邦議会でも州議会でも、無所属や第3政党の議員数はきわめて少ない。

ここ数十年で、自分を「無所属」に分類する有権者が増えており、多くの州で無所属として有権者登録することが認められている。にもかかわらず、世論調査によれば、自分は無所属だと言う人たちでさえ、一般に、2大政党のど

ちらかを支持する傾向がある。

このような一般的原則に対する例外は、地方レベル、特に小都市や町で見られる。そうした地域では、候補者がどの政党とつながりがあるかを宣言する必要はない場合もあり、あるいは、例えば市街地の再開発や学校建設など、特定の地域問題に関する住民発議という旗印の下で、同じ考えを持ち公職に就こうとしている候補者の一員として選挙に出ることもある。

2大政党は全国レベルでも州・地方レベルでも政府を組織し、支配的な地位を占めているが、多くの民主主義国家の政党と比べると、イデオロギーや綱領への執着が少ないという傾向を持つ。国家の政治的發展に合わせた2大政党の適応力は、政治プロセスにおいて実利主義が重視されるという結果をもたらした。

なぜ2大政党制なのか？

すでに述べたように、1860年代以降、共和党と民主党が選挙戦を支配してきた。国の選挙運営が同じ2大政党により他に類を見ないほど長く独占されるという現象は、米国の政治制度の構造的側面と両党の特徴を反映している。

米国の連邦議会議員と州議会議員を選出する標準的仕組みは小選挙区制である。小選挙区制では、相対多数を得票した候補者（すなわち、ある選挙区において最高得票を得た候補者）が当選する。過半数の得票を必要とする州も少数ながらあるが、ほとんどの公職者は、単純多数の得票で選ばれる。



(写真) 2005年、連邦議会の下院本会議場で、就任宣誓をする第109議会の議員たち
©Gerald Herbert/AP Images

多くの民主主義国における比例代表制とは異なり、小選挙区制では1選挙区に1政党しか当選できない。従って、小選挙区制は、全米の議員選挙区で最高得票を勝ち取るだけの運営能力と資金源と大衆的魅力を備えた、広い支持基盤を持つ全国的政党の形成を促すことになる。このシステムは、少数政党や第3政党の候補者には不利であり、最低限の資金と大衆的支持しか持たない政党は、議員をまったく出せないという傾向に陥る。このように、新しい政党が、当選可能な得票数で代表を送り出し、全国的影響力を獲得することは難しい。米国の選挙制度は「勝者総取り」方式

だからだ。では、資金源の豊富な全国的政党は、なぜ2つで、例えば3つでないのか。その理由のひとつは、有権者の選択肢としては2政党で十分と考えられているからである。また米国人は歴史的に政治的極端を嫌ってきたという理由や、両党とも新しい考え方を受け入れやすいという理由もある(下記参照)。

選挙人団

2大政党方式をさらに促進させる要素は、大統領選の選挙人団制度である。この制度の下では、米国の国民は、厳密に言うと正副大統領に直接投票するわけではない。各州で、ある候補者に投票すると誓った「選挙人」のグループに票を入れるのだ。選挙人の数は、各州から議会へ送る代表の数、すなわち、その州から選出される下院議員と上院議員を合計した数である。大統領に選ばれるためには、50州538人の選挙人投票の過半数を得なければならない。(この数には、米国の首都であるワシントン〔コロンビア特別区〕の選挙人票3票が含まれる。コロンビア特別区は州ではなく、連邦議会における投票権もない。)

絶対多数が必要となる大統領選に、第3政党が勝つのはきわめて難しい。各州の選挙人票は、(2州を別にして)「勝者総取り」方式により割り当てられるからである。すなわち、各州の一般投票で、たとえ僅差であっても最高得票数を得た候補者が、その州の選挙人票をすべて獲得できる。ただしメイン州とネブラスカ州では、選挙人票が、州全体の一般投票に



(写真) 2004年12月、ネブラスカ州の選挙人団がネブラスカ州リンカーンに集まり、同州の選挙人票5票を、ジョージ・W・ブッシュ大統領に投じる
©Nati Harnik /AP Images

おける最高得票者に2票与えられ、各下院選挙区での当選者に1票与えられる。小選挙区制と同様、選挙人団方式も第3政党に不利に働き、大統領選に勝利するために必要な多数の州の選挙人票を得ることはおろか、ひとつの州の選挙人票を獲得する可能性すらほとんどない。

米国の建国者たちは、州と中央政府とが権力を分け合うという構想の一環として選挙人団方式を考え出した。選挙人団制の下では、大統領選において全米の一般投票でどれだけ得票したかは、最終的には意味を持たない。その結果、

各州の選挙に基づいて与えられる選挙人票数が、米国全土の一般投票の得票数と異なるというケースも起こり得る。事実、これまで17回の大統領選で、



(写真) 2004年、民主党の大統領候補ジョン・ケリーに、ワシントン州の11票を投じる同州選挙人団 ©Ted S. Warren /AP Images

一般投票では最高得票を得られなかった候補者が当選している。その最初の例は1824年の選挙で当選したジョン・クインシー・アダムス、直近では2000年のジョージ・W・ブッシュがいる。選挙人団制を時代遅れの風習だと考える人びとがいる一方、この方式だと、大統領選の候補者たちは、人口の多い州だけでなく多くの州で競い合う必要があるため、より好ましいという意見もある。

第3政党にとっての他の障壁

時とともに次第に全国的2大政党の形成へと向かうシステムの傾向と、民主党と共和党が行政機構を掌握している現状を考えれば、これら2政党がほかにも自分たちに有利

な選挙ルールをつくってきたとしても驚くには当たらない。例えば、ある州で新しい政党が投票用紙の候補者一覧に載る資格を得るには、非常な努力と資金を要する。多くの場合、数万人の署名を集めた請願書が必要とされ、次の選挙でも候補者を出せるかどうかの基準となる「最低」得票数を獲得できなければならない。

さらに、米国独特の大統領候補指名プロセスも、第3政党にとって構造的障壁となっている。国家レベルの大統領職、議員職、および州レベルの公職に就こうとする党の候補者を指名するのに、これほど極端に予備選挙に依存しているのは、世界中の民主主義諸国の中で米国だけである。すでに述べたように、このような指名方式の下では、予備選挙で投票する一般党員は、総選挙に立候補する所属政党の公認候補を選んでいくことになる。ほとんどの国では、党公認候補者の指名は、党組織と党指導部によって調整される。しかし米国では、共和党と民主党の大統領候補を最終的に決めるのは、通常、有権者である。

こうした指名方式は、大半の民主主義国家の制度に比べて、党内組織の力の弱さに通じるものの、この参加型指名プロセスが、共和党と民主党の選挙戦支配の一因となっている。造反派や改革派の候補者は、予備選を通じて党の指名を勝ち取ることで総選挙の候補者となるよう、党内で活動することができ、従って第3政党をつくらなくても総選挙で勝利する公算を高められる。このように、予備選による大統領候補の指名方式は、意見の相違を2大政党の中へ



(写真) 2008年初めの予備選シーズンにおいて、ニューハンプシャーの有権者たちが、セイラムの個人の家で、民主党の大統領候補指名を目指すジョン・エドワーズの話に耳を傾ける ©Jim Cole/AP Images

向ける傾向にあり、ほとんどの場合、反対派は第3政党の結成という困難な作業に取り組む必要がない。さらには、2大政党とその候補者たちは、第3政党や無所属の候補者のメッセージが幅広い層の支持を受けたとわかると、それを取り込む選挙戦略を取ることが多い。

広い支持基盤

共和党と民主党は共に広い支持基盤を求め、あらゆる経

済的階層、あらゆる年齢層の有権者を引きつけようとする。アフリカ系とユダヤ系の米国人は、大多数が民主党の大統領候補に投票するのが普通だが、彼らを除けば、両党とも米国社会のほとんどすべての主要な社会経済的集団から、かなり高水準の支持を得ている。また両党とも政治的立場に柔軟性があり、ほとんどの場合、イデオロギーや政策目標の厳守を強制しない。むしろ、伝統的に、選挙に勝つことと選挙で選ばれる政府部門を掌握することを最優先に考えてきた。

米国の政党は、選挙の支持基盤が幅広い社会経済的階層から成り、イデオロギー的にはだいたい中道を行く社会で活動しなければならないという事情があるため、基本的には中道派の政治的立場をとっている。それと同時に、前にも述べた

が、政治的立場の柔軟性も実証されている。教条的な立場をとらない民主・共和両党のこうしたアプローチは、多様な一般党员を受け入れることを可能にし、第3政党や反対



(写真) ホノルルの選挙本部で、支持者と伝統的な挨拶を交わすハワイ州選出のダニエル・K・アカカ民主党上院議員（右）
©Daniel K. Akaka /AP Images

運動が生まれた場合でもそれを吸収できる一因となっている。一般的に言って、共和党は保守的で、所有権と個人の富の蓄積をより重視するが、民主党はやや左寄りで、リベラルな社会的経済的政策を支持すると考えられている。実際には、権力を手に入れると、両党とも実利主義的になる傾向がある。

分散型の政党構造

米国の2大政党はイデオロギー面での柔軟性に加えて、分権型の構造を持つことを特徴とする。いったん任に就いた大統領は、連邦議会の与党議員が忠実に大統領主導の政策を支持してくれるだろうという思い込みは捨てなければならない。また議会の政党指導者も、自分の政党の所属議員が党の方針にそのまま従って投票すると期待することはできない。民主・共和両党とも、連邦議会の議員総会（congressional caucuses: 現職議員で構成される）は自立性を持ち、大統領が同じ政党出身であっても、大統領の立場とは反対の政策を追求することもある。同様に、党の選挙資金集めも切り離されており、両党の下院と上院の選挙委員会は、大統領選に傾きがちな党全国委員会とは独立して運営される。さらに、大統領候補指名の全国大会へ送る代議員の選定手続きに関して権限を行使することを別にすれば、党の全国組織が州レベルの党内問題に口を出すことはめったにない。



(写真)

米国の重層的な連邦制においては、住民にとって地方選挙は国政選挙と同じくらい重要である。メディアの取材を受けるヒューストンの市長候補ビル・ホワイト

©Pat Sullivan /AP Images

こうした組織の分散化は、憲法で定められた3権分立制、すなわち連邦および州レベルで立法府、行政府、司法府が権力を分け合うという制度の行き着く当然の結果である。分散型システムにおいては、党の最高指導者と議員が党としての一体化を図ろうとする動機は、ごく限られた範囲でしか生まれえない。連邦議会議員と大統領の関係、あるいは州議会議員と知事の関係においても、おおむね同じことが言える。

米国の連邦・州・地方自治体の重層的政治体制は、公職者を選ぶためにそれぞれのレベルで数千の選挙区を設けることによって、さらに政党の分散化を促進させている。また、前述したとおり、候補者指名のための予備選挙を行えば、党が候補者選出を左右することはできなくなるわけで、党組織を弱める結果にもなる。それゆえ、個々の候補者は、

まずは予備選、次に本選で勝利するためには、独自の選挙組織をつくり、選挙民の支持を確立しなければならない。

国民の警戒心

米国の政治体制には、長年にわたって組織的党派性がはっきりと現れているにもかかわらず、市民文化に深く根付いた政党不信はさらに高まっている。連邦議会および州議会の議員候補を指名するために予備選挙が採用され発展してきたことは、国民の中にポピュリズム的感情、あるいは反党的感情が存在する証である。現代の米国民は自分たちの政府に対して、政党組織の指導者が大きな権限を持つことに懐疑的になっている。いろいろな世論調査でいつも示されるのは、大多数の人たちが、政党は時として問題を明らかにするより混乱させており、投票用紙に政党名を載せない方がよいと考えていることだ。

だから政党は、党への帰属意識をあまり重視しなくなっている有権者が相当数にのぼるという問題に向き合わなければならない。例えば、大統領選では自分の所属政党の候補者に票を入れた有権者が、連邦議会議員の選挙では別の党の候補者に投票するということもある。このように、政治にねじれ現象のある時代にあっては、大統領が上院か下院、またはその両方で、過半数を得られないまま統治を実施する場合も多い。連邦政府でも50州の政府でも、行政府と立法府を支配する政党が異なるのは、もはやありふれた特徴となっている。こうした状態



(写真) 2004年ボストンで開かれた民主党全国大会で、インターネット上の自分のブログに党大会の様子を書き込むブロガーたち。最近、政党の大統領候補指名大会は、真剣な政治活動というより、メディア向けの楽しい見世物という色合いが濃くなっている ©Mario Tama /Getty Images.

は、ともすれば有権者に不都合な重要政策を阻止することになるので、有権者にとってはより好ましいという意見もある。

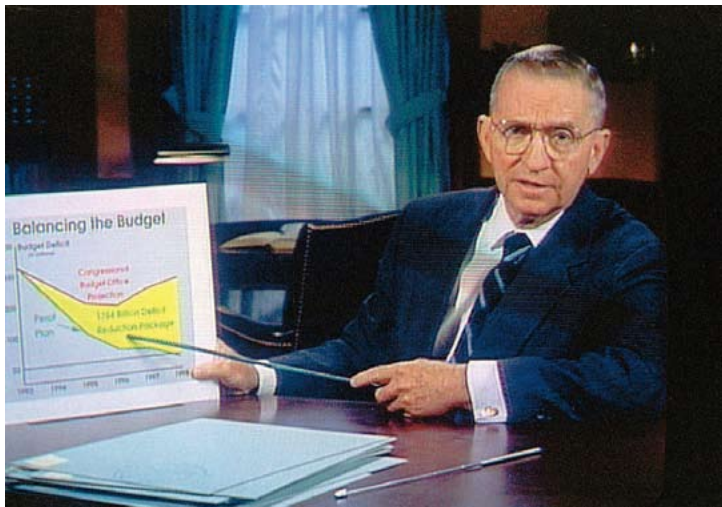
第3政党と無所属候補

前述のような障害があるにもかかわらず、米国の政治には第3政党や無所属の候補者が周期的に現れるという特徴がある。彼らはしばしば、大政党が取り上げようとしない社会問題を、国民的議論の最前線へと引き出し、さらには政府の重要な政治課題へと押し上げてきた。しかし、ほとんどの第3政党は、ひとつの選挙で華々しく活躍したあとは、消えてしまうか、次第に衰えていくか、大政党のひとつに吸収される傾向にある。1850年代以降、新党が大政党の地位まで上り詰めた例はただひとつ、共和党だけである。そのときには、奴隷制というやむにやまれぬ道徳的問題が国を二分していた。この問題が、候補者を集め、有権者を動員する根拠となっていたのだ。

第3政党が選挙結果に大きな影響を与えるという証拠がある。例えば、

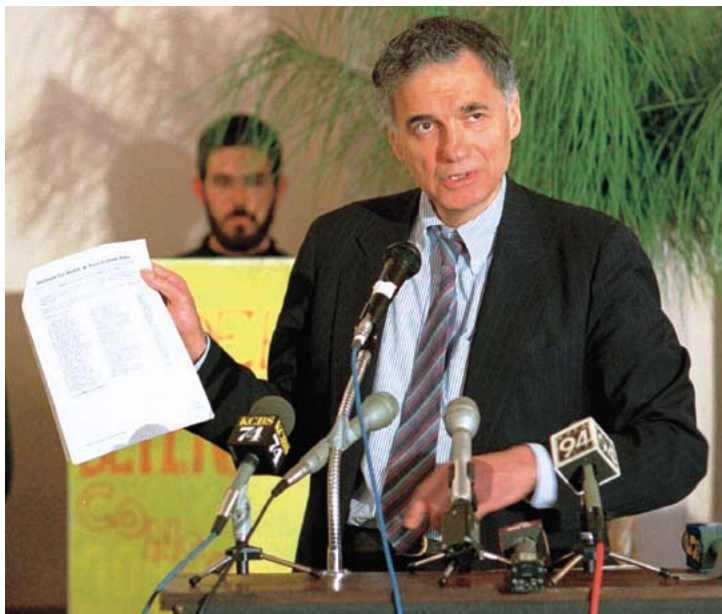


(写真) 第3政党の大統領候補は20世紀に数回現れた。当選はしなかったが、大統領選挙に影響を与えている。1912年、自党「ブルムース」(革新党)の支持者に向かって演説する元大統領セオドア・ルーズベルト ©CORBIS



(写真) 1992年、テキサス州の富豪ロス・ペローは連邦予算の赤字に関心を示すようになり、第3政党から大統領選に出馬。テレビ出演して意見を述べた。彼の遺産はビル・クリントンが大統領に当選させたことだとも言われる ©AP Images

1912年の選挙で、セオドア・ルーズベルトが第3政党から立候補したため、共和党の通常の票が割れ、一般投票で過半数を得られなかった民主党のウッドロー・ウィルソンの当選を可能にした。1992年には、無所属で立候補したH・ロス・ペローが、1980年代に主に共和党に投票していた有権者を引きつけ、結果的に、共和党の現職大統領ジョージ・H・W・ブッシュの敗北につながった。共和党のジョージ・W・ブッシュと民主党のアル・ゴアが大接戦を演じた2000年の大統領選挙では、もし「緑の党」のラルフ・ネーダーの



(写真) 2000年、「緑の党」の大統領候補となった社会活動家ラルフ・ネーダーは、わずかな票しか獲得できなかった。アル・ゴアの支持者は、ゴアに必要なリベラル票をネーダーが吸い取ってジョージ・W・ブッシュを当選させてしまったと非難した

©Andy Kuno /AP Images

名前がフロリダ州の投票用紙に載っていなかったら、アル・ゴアが同州の選挙人票を獲得し、大統領になっていたかもしれない。

第3政党という概念が、常に国民の高い支持を受けていることは、1990年代以降の世論調査によって明らかにさ

れている。2000年選挙の前段階で行われたギャラップ世論調査によると、米国民の67パーセントは、大統領、連邦議会、州の公職選挙で、共和党と民主党に対抗して候補者を立てられる、強い第3政党の出現を望んでいる。そうした世論の動向に加えて潤沢な運動資金があったからこそ、1992年の大統領選で、テキサスの大富豪ロス・ペローは一般投票の19パーセントもの票を獲得できた。ペローの得票率は、大政党以外の候補者としては、1912年に一般投票の27パーセントを占めたセオドア・ルーズベルト（革新党）以来の高い数字である。

大統領候補指名

大統領候補を指名するための政党内の規則は、米国憲法に明記されていない。前にも述べたように、憲法が起草され批准された1700年代後半には、政党はまだ存在せず、建国者たちはそのような実体のないものに関心を払わなかった。

1796年初め、当時のある政党に所属していた連邦議会議員が非公式に集まり、自党の正副大統領候補者を指名した。このような党公認候補の選出方法は「キング・コーカス」と呼ばれ、30年近く続いた。米国の西方拡張に伴う政治権力の分散化により、1824年、この方式は終焉した。

最終的にキング・コーカスにとって代わった党候補の選出方法は、大統領候補を指名する党全国大会である。1831年、少数政党のフリーメーソン反対党がメリーランド州ボ



(写真) 1789年、米国の初代大統領として就任宣誓するジョージ・ワシントン。政治的党派に不信を抱いていたワシントンだが、一般大衆を代表する政党はこの時代に台頭し始めた
©Bettmann/CORBIS

ルティモア市内の酒場で候補者を選ぶ集会を開き、公約となる政策綱領を起草した。翌年には、同じ場所で民主党が集会を開き、自分たちの公認候補者を選出した。それ以来、大政党も小政党のほとんども、州の代議員が参加する全国大会を開き、そこで正副大統領候補

を指名し、政策提言を承認するようになった。

テレビの出現

19世紀全般および20世紀初期までの大統領候補指名党大会は、熱心な党員が大勢出席していたにもかかわらず、各州の党幹部によって牛耳られていた。こうした政治的「ボス」はその影響力を利用して、自分たちに都合のいい州代議員を選び、全国大会で「間違いのないように」投票することを確認していた。党幹部に反対する人びとは改革を要求して、一般の有権者に代議員を選ばせようとした。予備選挙は、まさにこの方式を実行するために生まれたのである。1916年には、半数以上の州で大統領選挙の予備選が行われるようになった。

とはいえ、そうした動きは長く続かなかった。第1次大戦後、予備選挙が自分たちの権力の脅威となると知った党幹部は、州議会を説得して、費用がかかること、参加者が比較的少数であることを理由に、予備選を廃止させた。1936年には、大統領候補指名大会を続けている州はわずか12州のみとなった。

しかし、民主化を迫る圧力は第2次大戦後に再浮上する。まず、テレビという媒体を通じて、一般市民が家庭にいな



(写真) 第2次世界大戦後、政党の全国大会は、テレビによって大衆の娯楽になった。ミシシッピ州メリディアン市の共和党本部で、選挙結果を見守る熱心な党員たち

©Paula Merritt/The Meridian Star/AP Images



(写真) 各州の予備選挙 (または党員集会) は、共和党および民主党の大統領候補指名につながる道になった。1996年冬、ニューハンプシャー州の予備選で、報道陣と有権者に挨拶する共和党候補者ラマー・アレグザンダー (中央、格子縞のシャツ)

©Elis Amendola/AP Images

から政治キャンペーンを見聞きすることが可能になった。また、大統領選の有望な候補者は、テレビへの露出を利用して、大衆に訴える力を実証することができた。その後数十年間で、大統領候補指名大会の参加者を拡大しようとする民主化改革が再び活性化した。

その結果、現在ではほとんどの州が予備選挙を実施している。やり方は州の法律によって違いがあり、予備選の投票者が、党の大統領候補者とその候補を支持すると「誓約した」代議員のグループに投票する方法、大統領候補に直接投票し、あとでその得票数に応じて代議員が選ばれる方

法、あるいは党員集会で、特定候補者に投票すると「誓約した」代議員を選ぶことで間接的に候補者に投票する方法に分かれる。党員集会方式では、比較的小さな選挙区（地元の投票区）に住む党支持者が集まり、特定の大統領候補者を支持すると誓った代議員に投票する。次に、これらの代議員は自分の選挙区を代表して郡の党大会に出席する。この郡の党大会で、連邦議会の下院選挙区および州レベルの党大会に出席する代議員が選ばれる。最終的には、これら一連の大会に送られる代議員たちが、全国大会で州を代表する代議員を選ぶ。この方式は数ヵ月かけて実施されるが、候補者選定は、基本的には1回目の投票で決まる。

実際に各州から党の全国大会へ送り出される代議員数は、州の人口や過去の公認候補者に対する支持の実績、その州から選挙で選ばれた公職者および現在公職に就いている党幹部の数などを考慮に入れて、それぞれの政党が定めた方式に基づいて決められる。民主党の割り当て計算式によると、全国大会の代議員数は共和党の約2倍になる。

第2次大戦以降、こうした改革への気運が盛り上がったことにより、顕著になった重要な傾向が2つある。第1に、予備選や党員集会の時期を早め、指名争いの決め手となるシーズン初期の段階へ移す州が多くなった。この傾向は「前倒し」として知られる。早い段階で行われる予備選や党員集会は、最終的指名により大きな影響を与える可能性がある。その上、候補者たちは、党の指名争いで早いうちに決定的な心理的勝利を収めるために、その州の要望と関心に

いち早く注目し、州内で運動を組織して、スタッフやメディアやホテルなどに資金を使おうとするだろう。

さらには、一部の地域で、複数の州が協同して「地域的予備選挙」を組織し、同じ日に予備選や党員集会を行うことで、その地域の影響力を最大限に引き出そうとするようになった。

このような2つの

傾向によって、早い段階で指名争いを実施する州が増えており、候補者はその州で足場を固めるために、早くから選挙運動を始めざるを得なくなっている。また、同日に予備選を行う複数の州の有権者に接触するために、ますますマスメディア（ラジオ、テレビ、インターネット）に依存し、州の党幹部の支持を取り付けなければならなくなった。

党大会の衰退

大統領候補の指名プロセスが変化した結果、政党のクラ



（写真）当選の見込みのほとんどない候補者が、インターネットを利用して資金と注目を集めるケースが増えている。自分たちのブログページを見せるオハイオ州の連邦議会議員候補（右）と広報責任者（左）

©Ron Schwane/AP Images

イマックスを飾りテレビ放映される全国大会の重要性が低下した。今日では、党公認の大統領候補者は、予備選過程の比較的早い段階で事実上決まってしまう。それどころか、最終的指名を受ける候補者が、全国大会の前に副大統領候補の名前を発表することさえある。(副大統領候補は単独では予備選挙に立候補せず、党の指名を勝ち取った候補者によって選ばれる。)

このように、大統領候補指名のプロセスは今も少しずつ変化を遂げている。過去数十年間の変化によって、予備選参加者の拡大、人口統計的代議制の改善、平均的な党支持者と候補者とのつながりの強化がもたらされた。現行制度では、知名度が高く、資金調達力があり、効率的な選挙組織を持ち、予備選期間の早いうちに有権者の熱狂的関心を呼べる候補者が有利となる。

インターネットへの接続

候補者とその支持者は、選挙運動の手段として、いち早くインターネットを採り入れてきた。潜在的支持者に資金を募り、自分の政策と経験を売り込むのに、インターネットが効果的かつ効率的な手段であることは証明済みである。今では選挙運動組織が独自のブログを持っている。こうしたサイトのブロガーたちは有給の選挙スタッフで、特定候補者のメッセージや活動について書き込む。一方、党派に属さない数千のブロガーは、自分の支持する候補者のためにコメントを書き、反対意見を持つ他のブロガーとの討論

に参加する。

YouTubeなどの動画共有サイトは、政治的キャンペーンにとって好機にも落とし穴にもなっている。候補者たちは、こうした技術を活用して、時にはユーモアたっぷりに自分を演出したビデオを製作してきた。また、無防備でいる瞬間に、一般の視聴者の前では決してしないような言動を記録されることもある。インターネットやテレビには、そうした候補者の失策が数え切れないほど、絶えず流されている。

連邦議会議員の選挙

連邦議会議員の選挙は大統領選挙に劣らず競争が激しく、また大きな影響力を持つ。それは連邦議会が法律制定の中心的役割を果たすからである。

議会から首相を選出する議院内閣制とは異なり、前述したように、米国の制度では立法府と行政府が独立しており、大統領と議員は別々に選ばれる。在職中の大統領が連邦議会に法律を提案することもあるが、その場合、議会で大統領に協力する支持者がその法案を起草しなければならず、議会で可決されて初めて、大統領は署名を入れることができる。連邦議会の上下両院は、法的にも政治的にも大統領の意志に拘束されない。

米国方式の議会では、議院内閣制の議会に比べると、党規はそれほど厳格に守られない。連邦議会議員にとって、次の選挙で再選を果たすための方策も含めて、自分が最善



(写真)

ロードアイランド州の連邦議会選挙で、上院議員に当選して全身で喜びを表す民主党のシェルドン・ホワイトハウス。連邦議会両院の議員は、強力な権限を持つ

©Brian Syder/
Reuters

と思える政策に票を投じるのは、それほど難しいことではない。その結果、議会の指導者たちは、党規で厳しく統制された党から自動的に支持を得ることは期待できないので、議員一人一人に呼びかけて支持者の連合をつくらなければならない。従って、議会での法案成立には常に困難が伴う。このように、強大な権力を持つ連邦議会の議員選挙は、国民にとっても議員個人にとっても重要な意味を持ち、かつ予測が難しい。

下院と上院の違い

下院と上院はほぼ等しい権力を持っているが、選出方法はまったく異なる。米国の建国者たちは、下院議員に国民の近くに身を置かせ、国民の要望や念願を国政に反映させようとした。それゆえ、小さな選挙区から多くの議員を集めるために、下院の議席数を比較的多くし、短期間（2年）で改選するように定めた。最初は2年でも長すぎるという考えもあった。移動手段が馬しかなかった時代には、ワシントンで2年の任期を務めれば、選挙民から2年間離れた



（写真）リンダ・サンチェス（中央）とロレッタ・サンチェスに宣誓就任させる下院議長ナンシー・ペロシ（左）。2人は姉妹で、共にカリフォルニア州から下院議員に選出された
©Susan Walsh/AP Images



(写真) 建国者たちは連邦議会の上院が保守的な安定勢力になることを意図した。写真撮影のためにポーズをとる100名の上院議員

©U.S. Senate Historic Office

ままということもあるからだ。今日では、議員たちの懸念はむしろ、2年ごとに選挙があるため、毎週のように週末には選挙区に飛んで帰って政治的支援のてこ入れをしなければならないということにある。

下院議員は独特の地域別選挙区を代表しており、前述したように、各議員はその選挙区の唯一の代表として相対多数によって選ばれる。50州の各州に、下院で最低1議席が保証されており、残りの議席は各州の人口に応じて振り分けられる。例えば、アラスカ州は人口が少ないので下院には1議

席の枠しかないが、最も人口の多いカリフォルニア州は 53 議席を持つ。各州に割り当てられる議席数は、10 年ごとに実施される国勢調査のあと、過去 10 年間の人口の変化を考慮して再計算される。各州議会は、配分し直された議席数と州内の人口移動の変化に応じて、州内の選挙区の範囲を定めなおす。

上院は、議員がより広い選挙区（州全体）を代表し、人口の多少にかかわらず各州が平等の代表権を持つように構想された。従って、上院では、小さな州が大きな州と同じ影響力（2 議席）を持つ。

当初、上院議員は州議会が選んでいた。各州の有権者が直接選ぶようになったのは、1913 年に憲法修正第 17 条が制定されてからのことである。各州には 2 名の上院議員がいる。任期は 6 年だが、2 年ごとに全体の 3 分の 1 が改選されるため、任期満了時期が少しずつずれる。上院議員は州の選挙民の相対多数により選ばれる。

党への忠誠か、個人への忠誠か

かつては、多くの有権者が長期間ひとつの政党を支持し、党の方針に従って投票する傾向にあったので、連邦議会議員選挙は「党中心」になりがちだった。議員の人格や実績が有権者の支持に加味されたり差し引かれたりすることは、あったとしてもほんのわずかだった。ところが、ここ数十年で、以前と比べて候補者個人の考え方や人格が選挙戦の中心をなすようになり、党に対する忠誠の重要性が幾分薄

れてきた。

実際、1960年代以降、国政選挙は次第に候補者中心になっている。メディアとインターネットの発展、積極的な選挙資金集めの重要性、頻繁に行われる世論調査、その他の現代的選挙運動のさまざまな要素により、有権者が候補者を個人として意識することが多くなっているのだ。その結果、有権者は投票の際、党に対する支持とともに候補者個人の長所・短所を重視する傾向が出てきた。20世紀初めに広範な公教育が確立し、第2次大戦後には高等教育が定着したことも、有権者が以前より自分の判断に自信を持ち、党にさほど手掛かりを求めずに投票の選択をするようになった要因である。

このような候補者重視の選挙を背景に、連邦議会の現職議員は好成績をあげ、90パーセントを優に超える再選率を誇っている。これは、ひとつには、往々にして当り障りのない連邦議会のマスコミ報道と、とりわけ州や下院選挙区の地方メディアによる個々の議員についての報道によるものである。一般的には有利になるこうしたメディア露出と、社会政策問題への不断の関与、それに政策に影響力を発揮したい個人ないし団体の存在もあって、現職議員は新人よりはるかに選挙資金を集めやすい。このような理由と他のさまざまな理由によって、所属政党に関係なく、現職議員が再選される可能性は非常に高い。

世論調査と専門家

世論調査は、選挙戦を統制する法と規則には含まれないものの、ここ数十年の間に選挙プロセスに欠かせない要素となってきた。政界へ立候補する多くの候補者が、世論調査の専門家を雇い、頻繁に調査を行っている。世論調査はそうした候補者に、ライバルと比べて自分はどの程度認知されているか、そして有権者がどの問題を最も重要視しているかを教えてくれる。また新聞やテレビなどのメディアも独自に世論調査を行うとともに私的世論調査の結果も発表し、一般市民に、候補者や問題点や政策に対する自分の好みや、他人の好みと比較してどういう位置付けにあるかを認識する材料を与える。

50年前には、世論調査の大手機関は1、2カ所しかなかったが、今日のような即時ニュース、インターネット、ケーブルテレビの24時間ニュース専門局の時代には、おびただしい数の情報源が定期的に世論調査の結果を伝えている。

世論調査の歴史

今では、民間の有能な調査機関により、政治的風向きを知りたいという大統領などの行政トップや個々の候補者たちのために頻繁に世論調査が行われており、そうした世論調査はありふれた現象になった。しかし、米国の歴史を通じてもっと特徴的なのは、メディアに委託された独立系の調査である。

最初の政治的世論調査は、1824年、ペンシルベニア州ハリスバーグの地方新聞によって行われた。にもかかわらず、独立系の調査が政治的キャンペーンを報道する際の主要素材になるのは、1930年代に入ってからだった。1970年代になると、米国の3大テレビネットワーク（ABC、CBS、NBC）が、初めは大統領選挙で、その後は主な州知事選や連邦議会議員の選挙でも、独自の世論調査を行うようになった。

現代では、テレビのニュース・ネットワークと新聞が提携したメディア系世論調査（例えば、CBSとニューヨーク・タイムズ、ABCとワシントン・ポスト、NBCとウォールストリート・ジャーナル）が頻繁に行われており、毎週どころか毎日のよう



（写真）世論調査活動を指揮するマリスト・カレッジ世論研究所のリー・マイアリング
©Jim McKnight/AP Images

に、候補者や争点に対する世論の動向を探ることができる。これらの調査は、中立性と独立性を守るように十分に練られて構成されている。この数十年間、独立系政治的世論調査は、選挙戦に対する客観的な視点、各候補者の長所と短所の評価、各候補者の人口統計学的支持層の分析を提供してきた。このような独立系の調査によって、記者や編集者は選挙運動の情勢について率直な評価を下すことができ、また有権者も政治的状况について理解しやすくなっている。



2008年1月の大統領候補討論会の後、記者団の質問に答える民主党大統領候補ヒラリー・クリントンの選挙参謀長で世論対策担当のマーク・ベン

サンプル数と補充

大統領の一般教書演説や選挙の候補者同士の討論会など重要な出来事のあとでは、緊急世論調査が行われる。その場合、翌日発表に合わせるため一夜で行われ、全国の成人500人のサンプル調査になることが多い。

こうした緊急調査から世論の反応を素早く知ることができるが、人口3億以上の国で500人というサンプルはいかにも少なく、本格的な検討には値しないという専門家もいる。多くの専門家の意見によると、全有権者を代表するサンプルとするには、最低1,000人以上を対象に調査するのが望まし

い。どんなに綿密な調査でも解釈は分かれるものであり、また初期の世論調査で示唆された動向に反して、比較的無名の存在からのし上がってきた候補者の例は数え切れないほどたくさんある。

初期に行われる世論調査は、誰が選挙戦の先頭に立っているかを示すだけでなく、それをはるかに超える豊富なデータを提供する。時には、争点となっている問題に対する人びとの関心を明らかにし、世論の全般的雰囲気を描き出すこともある。ある調査専門家が述べたように、「世論調査は、候補者が見たものと、大衆が感じたもの（そこには満足感、恨み、怒り、失望、自信、あるいは絶望さえも含まれる）に、科学を加えるにすぎない」のだ。それゆえ、私的、公的にかかわらず世論調査の結果は、候補者が一般市民の問題に焦点を当てつつ、どの問題を重点的に取り上げて広報活動を行ったら最適か、そのメッセージを決めるのに役立つ。

出口調査

出口調査（投票所から出てきた有権者を対象にテレビ局が行う調査）は、1970年代より米国の選挙には欠かせない要素になっている。これは間違いなく最も異論のある調査だと言っている。その理由は、投票をすませたばかりの人へのインタビューに基づく出口調査を、テレビ局が当選予測の手段としているからである。出口調査は、特に2000年大統領選挙で悪評を買った。テレビ局はこの手法を使って、フロリダ州の有権者が選んだ当選者を、1回の



(写真) 投票所に出入りするペンシルベニア州農村部（アーミッシュのコミュニティを含む）の有権者 ©Carolyn Kaster/AP Images

みならず2回までも、間違って予測した。どこより早く予測しなければならぬというプレッシャーが、正しく評価しなければならぬというプレッシャーを上回ったのである。

とはいえ、出口調査を正しく使えば、調査専門家やメディアや学者にとってきわめて重要な手段となり得る。この調査は、投票日の早い時間に当選予測を出すための手段という疑問のある使われ方もするが、それだけではなく、人口統計上の特定グループの投票行動とその理由についての詳細な情報を、専門家や政治学者に提供するという役割も果たしている。



(写真) ウェストバージニア州で、投票所を出る有権者たち。この聖職者グループは、合法的賭博場を拡大するという投票対象の条例に反対の一票を投じるためにやってきた
©Jeff Gentner/AP Images

選挙資金

大統領と上下両院議員の公職に立候補する者（およびその政治的協力者）が資金を集める場合、その方法、調達先、金額は、連邦法により規制される。連邦選挙資金法は、州および地方自治体の公職選挙を規制する州法とは別個の法律である。

米国の選挙制度の中で、大統領候補者は有権者1億人以上を相手に運動を展開するために、数億ドルの資金を集める。資金調達には個人や民間の献金による場合が多いが、その調達方法と資金の使い道については厳しく規制される。



(写真) ニューヨーク州知事選の資金集めのパーティで、支持者と談笑するアンドリュー・クオモ(中央)
©Erik Freeland/CORBIS SABA

大統領候補者は政治委員会と呼ばれる運動組織を設立しなければならない。政治委員会は会計係を置き、連邦選挙委員会(F E C)に届け出なければならない。F E Cはその名称にもかかわら

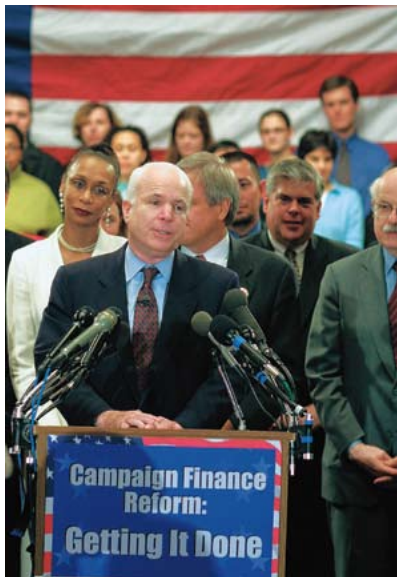
ず、選挙資金法の取り締まりに当たるだけで、実際に選挙を管理するわけではない。(有権者の登録、投票の管理、開票は、州および地方自治体の選挙管理人が責任を持つ。)

さまざまなタイプの政治委員会がF E Cに登録する。候補者だけでなく、それぞれの政党の政治委員会もF E Cに届け出なければならない。その上、一般市民のグループも政治委員会をつくることができる。例えば、企業や労働組合や事業者団体などの個人が集まって、そうした政治委員会をつくることも多い(ただし、企業や労働組合の財政資金を使うことは禁止されている)。これらの政治委員会はしばしば政治活動委員会(P A C)と呼ばれるが、やはりF E Cに登録しなければならない。

登録がすめば、政治委員会は運動資金の調達を開始することができる。このような資金は、その用途も含めて、3カ

月ごとに、または毎月、F E Cに報告される。この報告はコンピューターに保存され、F E Cのウェブサイト (www.fec.gov) で一般に公開されることもある。多数の民間組織が、候補者と政党とP A Cの寄付金と支出金を監視するために、ウェブサイトを維持している。この場合、重要なのは、それによって、どのグループがどの候補者やどんな主張に献金しているかを、メディアや有権者が知りやすくなるということである。個人や個々の委員会が、自分たちの支持する候補者に寄付できる金額は、法律により制限されている。従って、大統領候補者は、数億ドルの運動資金を調達するために、数千の寄付者を見つける必要がある。

候補者は選挙運動のために、スタッフを雇い、事務所を構え、遊説に行かなくてはならない。また調査を行い、政策方針書を発行し、ラジオ・テレビ、出版物、インターネットで宣伝し、おびただしい数の公式行事や資



(写真) 共和党の上院議員ジョン・マケインは選挙資金改革のために尽力してきた。何が望ましい改革かという問題については、まだ議論が続いている ©Terry Ashe/AP/Images

金集めのイベントに出席しなければならない。下院議員の候補者は、こうした活動を、特定の下院選挙区を本拠地として行い、上院議員の候補者は、州全体をまわって行う。(下院議員と上院議員は、ワシントンなど他地域で行われる資金集めのためのイベントにも顔を出す。)大統領候補者には、各州で実施される予備選挙の準備という大変な仕事があり、もし指名を受ければ、今度は全国をまわって総選挙に備えなければならない。

資金の公的補助

1976年以来、大統領選挙に立候補する者は、選挙運動資金の公的補助制度に参加できるようになった。2000年選挙までは、大統領候補の指名を受けた候補者は全員この制度に参加し、指定された限度額以上は使わないという誓約と引き換えに、公的資金を受け取った。しかし、この制度は候補者にとって次第に魅力に欠けるものとなってきた。支出限度額があまりにも低く、また、主な候補者が民間から簡単に資金調達できる額より少ないからである。その結果、主要候補者の多くは、公的補助制度に参加しなくなっている。

ひとつの選挙から次の選挙へ進むたびに、必然的に支出は増えていく。候補者の支出に加えて、政党やPACやその他の関係団体も、資金を使って選挙に影響を与えようとする。最近の選挙資金集めで見られる新しい展開は、例えば、米国税法の条項の名前をつけた「527条政治団体」で

ある。これらの団体は主として、連邦または州・地方自治体レベルの公職者の選定、指名、選挙、または任命に影響力を及ぼす目的で結成される。MoveOn や Swiftboat Veterans for Truth といった 527 条政治団体は、連邦選挙委員会や州選挙委員会によって規制されず、また PAC のように寄付制限を受けない。こうした政治団体や類似の組織に対して長年批判している人びとに言わせると、米国の選挙費用はきわめて高く、その費用が民間の資金源への依存と結びついているため、富裕な献金者と強大な利益団体が社会政策に不当な影響力を及ぼすという不安を引き起



(写真) 政治活動委員会はさまざまな方法でロビー活動や資金集めを行うことができる。電話をかけて有権者を動員したり……

©Andy Kropa/The New York Times/Redux Pictures



(写真) …あるいは画廊などで資金集めのパーティを開く
©G. Paul Burnett/The New York Times/Redux Pictures

こしている。

これまでさまざまな改革案が提起されてきたものの、選挙に伴う費用は、今日の経済活動における物価やサービス対価に見合っているという意見に阻まれてきた。この場合、選挙費用は、民主主義が選挙戦に支払う代価であり、利益団体による多額の寄付や支出は、米国の長年にわたる多元主義の現代的表現であると見なされている。利益団体と政府の政策との特定の結びつきを証明するのは難しい。裁判所も、これ以上選挙の寄付や支出に制限を加えるのは、政治分野における献金者の、憲法で保障された言論の自由を、

過度に制約することになりかねないと、疑問を呈している。現代の選挙運動には莫大な費用がかかることを考慮して、公職に就くために自前の資金で選挙に打って出る大富豪も若干いるが、それを禁止する規則はない。そうした大富豪は、勝つこともあれば負けることもある。

米国の選挙手続き

米国の選挙では、数千人の管理人が、選挙の準備と実施に責任を負い、さらに開票結果を集計し、それを認定する。これらの選挙管理人は、選挙日の決定、候補者の資格の認定、有権者の登録、選挙人名簿の作成、投票設備の選択、投票用紙の作成、選挙当日の投票を管理する大量の要員の採用、さらに開票結果の集計とその認定など、重要かつ複雑な一連の仕事を行う。

ほとんどの米国の選挙はあまり接戦にはならないが、時折、僅差で勝敗が決まったり、その結果に異論が持ち上がったりする。米国史上最僅差の大接戦となった2000年大統領選挙は、当選者の決定に手間取り、こうした選挙管理上の多くの問題が、初めて国民の前にさらけ出された。

米国の投票には2段階のプロセスがある。全国的な有権者名簿というものは存在しないので、市民はまず登録して有権者の資格を得なければならない。有権者登録は現在の居住地で行う。ほかの土地へ引っ越した場合には、新しい居住地で登録し直す必要がある。登録制度は不正を防止するために設けられたが、有権者登録の手続きは州によって



(写真) テキサス州オースチンで、新しい投票の注意書きを見せる選挙事務員
©Harry Cabluck/AP Images

異なる。過去においては、一定の市民（その最も顕著な例は南部のアフリカ系米国人）が選挙に参加するのを妨害するために、選択的登録手続きが利用された。最近では、登録の規制が緩和される傾向にある。例えば、1993年の全米有権者登録法の制定で、運転免許の更新時に登録できるようになった。

選挙管理人の最も重要な仕事のひとつは、投票資格のある者を全米有権者名簿に載せ、資格のない者は誰も名簿に



(写真) 運転免許取得の申し込みと同時に有権者登録を行うロードアイランド州の若い女性
©Robert E. Klein/AP Images

載せないことを、確実に実行することである。一般的に、地方の選挙管理人は、潜在的有資格者を間違って排除するよりは、たとえ最近投票していなくてもそのまま名簿に載せておこうとする傾向にある。投票に行った人の名前が名簿に載ってないときには、仮投票用紙でその投票を記録する。あとでその人の資格が審査されたのち、票として数えられる。

選挙の管理

これまで見てきたように、米国の選挙は、たとえ連邦レベルの公職選挙であっても、地方で管理運営される。そして前述したように、選挙管理人（一般的には郡または都市の公職者か事務官）には気の遠くなるような大変な仕事がある。一年を通じて有権者登録を受け付け、特定の選挙で投票する資格があるかどうかを決定しなければならない。さらに、各選挙の投票用紙を作成し、資格のある全候補者が名簿に記載されていること、そして決定すべき争点がすべて正しく書き出されていることを、確かめなければならない。また投票用紙ができるだけ単純明快に分かりやすいものになるよう努めなければならない。

現在のところ、投票用紙に全国的な標準書式はない。投票権法の下で、人口の一部が一次言語として英語を話さない場合、選挙管理人は複数言語の投票用紙を準備しなければならない。地区によっては、投票用紙に記載される候補者と政党の順番を無作為に割り当てなければならないところもある。最後に、地方の選挙管理人は特定の投票用機器を選ぶが、投票用紙はその装置に合わなければならない。

選挙のないときには、選挙管理人は投票装置の保管と維持に責任を持つ。選挙管理人の最も難しい仕事のひとつは、大量の臨時スタッフを雇い、選挙当日に長時間（通常は10～15時間）働く訓練をすることである。



(写真) 2004年ニューヨークで、故障した投票装置の修復を辛抱強く待つ有権者たち
©Bebeto Matthews/AP Images

投票の種類

このように、選挙に際しては、公正で合法的かつ専門的な準備に労力が注ぎ込まれる。投票機器や投票用紙は、通例、地方レベルで購入されるので、投票に使用される機器の種類や状態は、その地方の社会経済的状况や税基盤と関係してくる場合が多い。地方の税収入は、学校、警察、消防、公園、娯楽施設などにも使われるから、投票技術への投資の優先順位は低くなりがちだった。

米国にはさまざまな種類の投票装置があり、投票技術の

分野は絶え間なく変化している。今では、投票用紙の候補者名の横に「x」印を付けて、自分で投票箱に入れる投票方式を採用しているところはほとんどなくなったが、コンピューター化された方式でも、まだ投票用紙に頼って、用紙の丸の部分塗りつぶしたり線をつないだりさせることが多い。投票用紙はその後機械で読み取られ、投票が記録される。この装置は「光学読み取りシステム」として知られる。

地区によってはまだ「レバー」式の機械を使っているところもある。投票する人は機械を前にして、自分が支持する候補者の隣、または争点となっている問題のわきに取り付けられた小さなレバーを動かすのである。もうひとつ、「パンチカード」式の機械も広く使われている。この機械にはカード式の投票用紙が使われ、候補者名の横に穴を開けるか、投票用紙と同様に候補者名の並んでいるホルダーに挿入してから穴を開ける。この方式は2000年大統領選挙の際、フロリダ州の票集計で物議を醸した。その結果、多くの地域でパンチカード方式が廃止された。米国投票支援法は、レバー式およびパンチカード式の機械を他の投票装置と取り換える地区に、任意の資金援助を行った。

最近の傾向は、直接記録電子(DRE)装置の採用へ向かっている。これは銀行の自動預支払機に似た画面を使うタッチパネル式の装置で、コンピューター・セキュリティの専門家が、システムのセキュリティ問題を解決するために改良に取り組んでいる。

ここ数年の投票で大きく変わったのは、有権者が選挙前に投票用紙を入手できる手続きが採用されたことである。この傾向は不在投票のための措置として始まり、選挙当日に自宅（および投票所）から遠く離れた場所にいると予想される有権者に対して投票用紙が発行される。一部の州および地方の区域では、この措置が次第に拡大され、「永久不在投票者」として登録すれば、いつも投票用紙が自宅に郵送されるようになった。オレゴン州では全面的に郵便による選挙が行われているが、今のところ、そうした州はほかにない。不在投票者は通常、記入した投票用紙を郵便で送り返す。

もうひとつの新しい措置は「早期投票」である。選挙当日以前の3週間以内に、ショッピング・モールなど公共の場に投票装置が設置され、市民は都合のいいときに立ち寄って投票することができる。

票の集計

票の集計は選挙当日に行われる。早期投票が普及しつつあるとはいえ、その票は、投票が締め切られたあと集計が始まるまでは数えられない。従って、どの候補がリードしてどの候補が後れを取っているか、正式に発表することはできない。早い段階で投票結果の情報を流すと、選挙の最終段階に影響を与えることがある。

改革運動

2000年大統領選挙の明白な教訓のひとつは、フロリダ州が直面した選挙管理、投票、票集計の問題は、米国のどの地区でもある程度起こり得る問題だったということである。いくつかの研究が委託され、さまざまな委員会が専門家の参考意見を聞き、改革の必要性についての証言を得た。

2002年、連邦議会は米国投票支援法（HAVA）を可決した。この法律には特筆すべき要素がいくつか含まれる。まず、連邦政府は、時代遅れになったパンチカード式やレバー式の投票機を取り換える州や地方自治体に、その交換資金を提供した。次に、選挙援助委員会を設立し、地方の選挙管理人に技術的援助を行い、投票装置の基準を確立した。この委員会は、ほかにもいろいろある中で、特に投票機器や投票用紙デザイン、登録方法、仮投票の方法、不正防止の方法、投票所スタッフの募集と訓練の手順、投票者の教育プログラムなどを研究するための体制づくりに取り組んでいる。

連邦政府は、従来地方レベルの行政的問題とされてきた事柄にはあまり関与しなかったが、HAVAはそうした方向から大きく逸脱することを意味する。しかし、こうした手続き上の改革努力は、米国人が自分たちの選挙制度を信頼していることを再確認するのに役立った。そして、選挙が民主主義を正当化する根拠になっていることを思えば、そのためにかかるコストはわずかなものである。

米国大使館 / アメリカンセンター レファレンス資料室

札幌アメリカンセンター・レファレンス資料室

〒064-0821

札幌市中央区北1条西28丁目 米国総領事館内

Tel: 011-641-3444

Fax: 011-641-0911

米国大使館レファレンス資料室

〒107-8420

東京都港区赤坂1-10-5

Tel: 03-3224-5292 (レファレンスサービス)

Tel: 03-3224-5293 (来館予約)

Fax: 03-3505-4769

関西アメリカンセンター・レファレンス資料室

〒530-8543

大阪市北区西天満2-11-5 米国総領事館ビル6階

Tel: 06-6315-5970

Fax: 06-6315-5980

福岡アメリカンセンター・レファレンス資料室

〒810-0001

福岡市中央区天神2-2-67 ソラリア・パークサイドビル8階

Tel: 092-733-0246

Fax: 092-716-6152

米国大使館のウェブサイト

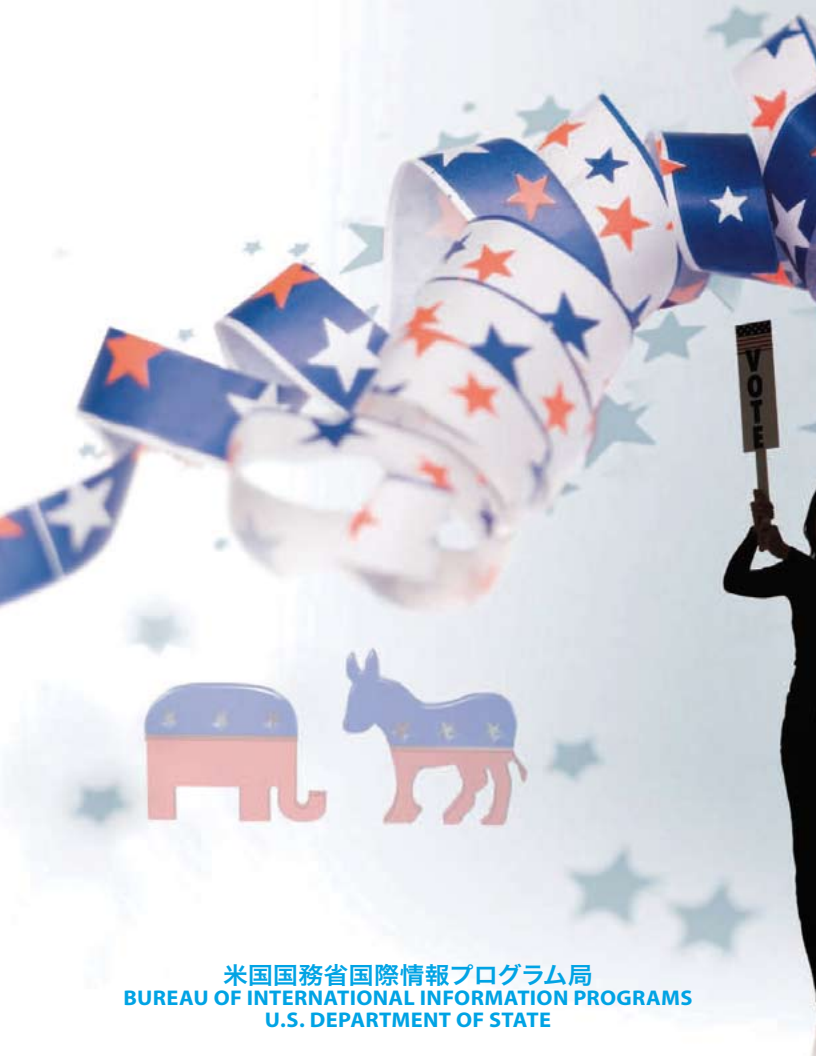
米国大使館 : <http://japanese.japan.usembassy.gov/>

米国大使館携帯サイト : <http://usembassy.jp/>

Cover: ©Jupiterimages Corp. 2007. Intro: Ted S. Warren/AP Images. 2: Gerald Weaver/AP Images. 3: Joseph Kaczmarek/AP Images. 4: Tetona Dunlap/AP Images. 6: J. Scott Applewhite/AP Images. 7: Gina Gayle/AP Images. 9: Jim Cole/AP Images. 11: Prints and Photographs Division, Library of Congress (LOC) (2). 13: Gerald Herbert/AP Images. 15: Nati Harnik/AP Images. 16: Ted S. Warren/AP Images. 18: Jim Cole/AP Images. 19: Daniel K. Akaka/AP Images. 21: Pat Sullivan/AP Images. 23: Mario Tama/Getty Images. 24: © CORBIS. 25: AP Images. 26: Andy Kuno/AP Images. 28: © Bettmann/CORBIS. 29: Paula Merritt/The Meridian Star/AP Images. 30: Elise Amendola/AP Images. 32: Ron Schwane/AP Images. 35: Brian Snyder/Reuters. 36: Susan Walsh/AP Images. 37: U.S. Senate Historical Office. 41: Jim McKnight/AP Images. 42: Win McNamee/Getty Images. 44: Carolyn Kaster/AP Images. 45: Jeff Gentner/AP Images. 46: Erik Freeland/CORBIS SABA. 47: Terry Ashe/AP Images. 48: Andy Kropa/The New York Times/Redux Pictures. 49: G. Paul Burnett/The New York Times/Redux Pictures. 52: Harry Cabluck/AP Images. 53: Robert E. Klein/AP Images. 55: Beбето Matthews/AP Images.

Editor-in-Chief—George Clack
Executive Editor—Mildred Solá Neely
Editor—Paul Malamud
Writer—Guy Olson
Cover Designer—Min-Chih Yao
Photo Research—Maggie Johnson Sliker
Graphic Designer—Sylvia Scott

Consulting Editors:
Kevin Coleman, R. Sam Garrett



米国国務省国際情報プログラム局
BUREAU OF INTERNATIONAL INFORMATION PROGRAMS
U.S. DEPARTMENT OF STATE